

令和8年2月 蕪崎市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和8年2月25日(水) 13:30~15:10

2. 開催場所 蕪崎市役所 4階 大会議室

3. 出席委員(17名)

農業委員

1番 柳本 進
2番 仲田 孟
3番 伊藤 光
4番 横森 昌広
5番 横森 武千代
6番 志村 保則
7番 伴野 正明(欠席)
8番 比志 秀樹
9番 樽林 信昭
10番 山本 弘行
11番 欠員
12番 鶴田 好仁
13番 駒井 恵二
14番 山本 昌巳
15番 秋山 武仁
16番 矢崎 芳章
17番 飯野 直人
18番 浅川 節子
19番 堀川 喜美雄

農地利用最適化推進委員

20番 雨宮 一夫
21番 曾雌 源興
22番 猪股 昇
23番 猪股 和宏
24番 金丸 光太郎
25番 今福 重幸
26番 欠員
27番 内藤 幹雄
28番 小澤 仁
29番 功刀 良人
30番 中込 秀樹
31番 小野 賢治
32番 井上 清
33番 志村 圭一

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 諸報告

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による申請の承認について
議案第2号 農地法第4条の規定による申請の承認について
議案第3号 農地法第5条の規定による申請の承認について
議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による
農用地利用集積等促進計画案の承認について
報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第3号 農地に該当しない土地の農地台帳からの除外(非農地判断)について
報告第4号 農地を農業用施設に使用する届出書について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長：早川 洋

書記：小屋 了・志村 奈美

6. 会議の概要

<事務局長>

ただ今から令和8年2月農業委員会定例会を開会いたします。次第に沿って進めさせていただきます。「2：会長挨拶」 柳本会長、お願いいたします。

<会 長>

(会長あいさつ)

<事務局長>

ありがとうございました。続きまして、「3：議事」に移ります。

韮崎市農業委員会会議規則第5条により、本日の議案審議については、会長が議長をつとめます。それでは、議事の進行をお願いいたします。

<議 長>

本日、出席委員は農業委員18名中17名で、定足数に達しておりますので、会議を開催いたします。

「日程第1 議事録署名委員の指名について」ですが、会議規則第16条第3項の規定により、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

それでは、15番 秋山 武仁 委員、17番 飯野 直人 委員 をお願いいたします。

また、会議書記には、事務局職員小屋氏 と 志村氏 を指名いたします。

続きまして、「日程第2 諸報告」事務局より報告をお願いいたします。

<事務局>

それでは会務について報告をさせていただきます。

2月9日、山梨県農業会議常設審議委員会に柳本会長が出席いたしました。

農地利用最適化推進委員の小泉尚志様が1月にご逝去されました。委員補充はなし。

<議 長>

ただ今の報告について、何かご発言ございますか。

(発言なし)

<議 長>

以上で日程第2を終わります。

続きまして、「日程第3」議案第1号「農地法第3条の規定による申請の承認について」を議題

といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

<事務局>

それでは、議案集の1ページをご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は、所有権の移転に関するものが8件 21,064.29 m²、賃貸借権の設定に関するものが2件 8,366.73 m²であります。

申請番号1番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）市内新規営農開始のための所有権移転の申請であります。

申請番号2番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）経営拡大のための所有権移転の申請であります。

申請番号3番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）経営拡大のための所有権移転の申請であります。

申請番号4番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）営農型太陽光発電施設設置のための賃貸借権設定の申請であります。

申請番号5番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）営農型太陽光発電施設設置のための賃貸借権設定の申請であります。

申請番号6番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）経営拡大のための所有権移転の申請であります。

申請番号7番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）経営拡大のための所有権移転の申請であります。

申請番号8番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）経営拡大のための所有権移転の申請であります。

申請番号9番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）経営拡大のための所有権移転の申請であります。

申請番号10番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）経営拡大のための所有権移転の申請であります。

<議長>

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員からご報告をお願いいたします。

申請番号1番及び2番：柳本会長（営農計画に不安がある旨報告あり）

申請番号3番：横森（武）委員

申請番号4番及び5番：曾雌委員（3筆耕作していないと思われる筆がある旨報告あり）

申請番号6番：事務局（伴野委員欠席のため）

申請番号7番及び8番：樽林委員

申請番号9番：中込委員

申請番号10番：矢崎委員

（各委員より現地調査に基づく説明。）

<議長>

各委員の報告が終わりました。これより、質疑に入ります。

<事務局>

地区担当委員より報告をいただきました件につきまして、申請番号1番については、営農計画の内容について、現状を鑑みると計画としては妥当ではないかと事務局では考えております。ただご指摘の不安を申請者へ伝え、確認が取れたところで許可書をお渡しするというようお願いしたいと思っております。申請番号5番につきましては、これまでも借受人には指導をしてまいりましたが、至らない場所があったということで、ただ、営農型太陽光発電関係は更新時期の関係がありますので、今回の内容を申請者へ伝え、早急に改善をするよう指導いたします。地区担当委員立会いの下、改善が確認されたところで許可書を渡すということでご了承いただけないかという事務局よりの提案です。

<委員A>

事後承認のような申請もあるかと思いますが、その場合事務局ではどのように処理を行っておりますか。ペナルティを科すなどの前例はありますか。

<事務局>

事後承認という事例はあまりありません。保留にし、改善・指導したものを追認という形で許可書を渡すという対応になるかと思っております。

<議 長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第1号、申請番号1番から10番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

<議 長>

賛成多数ですので、議案第1号については原案のとおり承認いたします。

次に、議案第2号「農地法第4条の規定による申請の承認について」を、議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

<事務局>

議案集の5ページをご覧ください。今月の農地法第4条の規定による許可申請は、2件188.10㎡となっております。

申請番号1番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は穂坂町宮久保横道上、営農型太陽光発電施設支柱部分設置更新のための一時転用の申請であります。

申請番号2番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は穂坂町宮久保横道上、農地法面利用太陽光発電施設更新のための一時転用の申請であります。

<議 長>

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員からご報告をお願いいたします。

申請番号1番及び2番：猪股（和）委員（申請番号2番については申請内容について疑問の旨報告

あり)

(委員より現地調査に基づく説明。)

<議長>

各委員の報告が終わりました。これより、質疑に入ります。

<委員B>

先ほどの委員報告時の疑問について、事務局より説明をお願いしたいです。

<事務局>

補足説明させていただきます。申請番号2番につきまして、最初の申請当時には制度上可能でした。現在は当時とは申請手続きの方法が異なりますが、現状のような形が別の場所で申請があったとしても許可となる可能性のある内容となります。

<委員C>

今の話に関連して、自分の田んぼの畦にこういった太陽光発電を作ってもいいのでしょうか。

<事務局>

田んぼの畦は難しいかと思いますが、畑であれば種別や地盤等の問題がクリアできれば許可が下りる可能性はあります。ただ、あくまで県の許可になりますので、可否の断言はこの場では致しかねます。

<議長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第2号、申請番号1番から2番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

<議長>

賛成多数ですので、議案第2号については原案のとおり許可相当として県知事に意見書を進達いたします。

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による申請の承認について」を、議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

<事務局>

議案集の6ページをご覧ください。今月の農地法第5条の許可申請は、所有権の移転に関するものが6件4,959.11㎡、賃貸借権の設定に関するものが3件658.27㎡となっております。

申請番号1番(土地の所在・貸付人・借受人についての説明)申請地は一ツ谷海老島、個人住宅建築のための申請であります。

申請番号2番(土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明)申請地は上ノ山北堀、個人住宅建築のための申請であります。

申請番号3番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）申請地は穂坂町三之蔵タカノス他、営農型太陽光発電施設支柱部分設置更新のための一時転用の申請であります。

申請番号4番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）申請地は穂坂町三之蔵牛ヶ馬場他、営農型太陽光発電施設支柱部分設置更新のための一時転用の申請であります。

申請番号5番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は藤井町北下條大原、個人住宅建築のための申請であります。

申請番号6番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は藤井町北下條宮ノ前、個人住宅建築のための申請であります。

申請番号7番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は旭町上條北割金山、個人住宅建築のための申請であります。

申請番号8番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は龍岡町若尾新田供養塚、建築条件付売買予定地のための申請であります。

申請番号9番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は龍岡町若尾新田古川端、共同住宅建築のための申請であります。

<議 長>

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員からご報告をお願いいたします。

申請番号1番 : 仲田委員
申請番号2番 : 柳本会長
申請番号3番及び4番 : 曾雌委員
申請番号5番 : 志村（保）委員
申請番号6番 : 事務局（伴野委員欠席のため）
申請番号7番 : 中込委員
申請番号8番及び9番 : 浅川職務代理
（各委員より現地調査に基づく説明）

<議 長>

各委員の報告が終わりました。これより、質疑に入ります。

（質問・意見なし）

<議 長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第3号、申請番号1番から9番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

<議 長>

賛成多数ですので、議案第3号について、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を進達いたします。

次に、議案第4号「農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計

画案の承認について」を議題といたしますが、本日の案件の中に、農業委員会の委員に関する事項の案件があります。農業委員会等に関する法律第31条（議事参与の制限）「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族、若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」とされております。

申請番号9番について駒井恵二委員に関する案件、21番から23番について山本弘行委員に関する案件がありますので、議案第4号が終了するまで、退席をお願いいたします。

（駒井委員、山本（弘）委員 退席）

<事務局>

議案集の10ページをご覧ください。今月の農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案の承認については23件69,126㎡となっております。

申請番号1番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）賃貸借権、作物：水稲、期間：3年9ヶ月、新規設定です。

申請番号2番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）賃貸借権、作物：水稲、期間：3年9ヶ月、新規設定です。

申請番号3番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）賃貸借権、作物：水稲、期間：4年9ヶ月、新規設定です。

申請番号4番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）賃貸借権、作物：ぶどう、期間：4年9ヶ月、新規設定です。

申請番号5番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）賃貸借権、作物：ぶどう、期間：4年9ヶ月、新規設定です。

申請番号6番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）賃貸借権、作物：桃、期間：4年9ヶ月、新規設定です。

申請番号7番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）使用貸借権、作物：水稲、期間：9年9ヶ月、新規設定です。

申請番号8番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）使用貸借権、作物：水稲、期間：9年9ヶ月、新規設定です。

申請番号9番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）使用貸借権、作物：水稲、期間：5年9ヶ月、新規設定です。

申請番号10番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）賃貸借権、作物：野菜、期間：4年9ヶ月、新規設定です。

申請番号11番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）賃貸借権、作物：水稲、期間：10年9ヶ月、新規設定です。

申請番号12番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）賃貸借権、作物：水稲、期間：4年9ヶ月、再設定です。

申請番号13番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）賃貸借権、作物：水稲、期間：4年9ヶ月、新規設定です。

申請番号14番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）賃貸借権、作物：水稲、期間：4年9ヶ月、新規設定です。

申請番号15番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）賃貸借権、作物：水稲、期間：4年9ヶ月、新規設定です。

申請番号16番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）賃貸借権、作物：水稲、期間：5年9ヶ月、再配分です。

申請番号17番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）使用貸借権、作物：水稲、期間：5年9ヶ月、再配分です。

申請番号18番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）賃貸借権、作物：水稲、期間：7年9ヶ月、再配分です。

申請番号19番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）使用貸借権、作物：水稲、期間：7年9ヶ月、再配分です。

申請番号20番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）使用貸借権、作物：水稲、期間：8年9ヶ月、再配分です。

申請番号21番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）使用貸借権、作物：水稲、期間：5年9ヶ月、再配分です。

申請番号22番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）使用貸借権、作物：水稲、期間：8年9ヶ月、再配分です。

申請番号23番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）賃貸借権、作物：水稲、期間：5年9ヶ月、再配分です。

<議 長>

事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。

(質問・意見なし)

<議 長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第4号、申請番号1番から23番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

<議 長>

賛成多数ですので、議案第4号について原案のとおり承認いたします。

(駒井委員、山本(弘)委員 着席)

<議 長>

次に、報告案件について、事務局より説明をお願いいたします。

<事務局>

今月の報告案件、第1号から第4号についてご説明いたします。相続等による所有権移転が2件3,989.99㎡、合意解約による通知が4件33,206㎡、非農地判断が12,187㎡、農業用施設の届出が1件です。議案集の21ページをご覧ください。

報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」を説明いたします。

申請番号1番（土地の所在・所有者・届出人についての説明）申請地は中田町中條下木戸他、相続による所有権移転の申請であります。

申請番号2番（土地の所在・所有者・届出人についての説明）申請地は龍岡町下條南割西原、相続による所有権移転の申請であります。

次に、報告第2号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を説明いたします。

申請番号1番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）申請地は下祖母石勝岡、合意解約の通知であります。

申請番号2番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）申請地は円野町入戸野上河原他、合意解約の通知であります。

申請番号3番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）申請地は円野町入戸野堀切、合意解約の通知であります。

申請番号4番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）申請地は大草町若尾高芝原、合意解約の通知であります。

次に、報告第3号「農地に該当しない土地の農地台帳からの除外（非農地判断）について」を説明いたします。

報告該当土地1番 該当所在地：穂坂町上今井天白他 14筆 9,985㎡

報告該当土地2番 該当所在地：神山町武田立沢 18筆 2,202㎡

次に、報告第4号「農地を農業用施設に使用する届出書について」を説明いたします。

申請番号1番（土地の所在・届出人についての説明）申請地は清哲町青木東屋敷、農業用倉庫設置のための届出であります。

<議長>

報告案件について、事務局の説明が終わりました。報告案件ですので質疑等は省略いたします。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。進行を事務局に返します。

<事務局>

（「4 その他」について、事務局より説明）

<事務局長>

内藤副委員長より閉会のあいさつをお願いいたします。

<副委員長>

（閉会あいさつ）

<事務局長>

以上をもちまして、令和8年2月農業委員会定例会を閉会いたします。

【議事に参与した者の職、氏名】

○書記：小屋 了

○書記：志村 奈美